

とべもり＋4施設連携イベント企画運営等業務仕様書

1 委託業務名

とべもり＋4施設連携イベント企画運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

3 開催趣旨

本イベントは、「とべもり＋（プラス）」を構成する4施設が連携し、「チャレンジ」をテーマに、各施設の魅力を生かした独自企画を順次展開する連携型イベントである。

期間中、各施設が順次イベントを開催し、一体的な広報によりスケールメリットを生かし、広域的かつ効果的な情報発信を行う。

この取組みにより、エリア全体の活性化を図るとともに、来園者に新たな体験や学びの機会を提供し、各施設の新たな魅力を発見してもらうことで、施設間の相互波及効果を高め、リピーター及びファンの獲得を目指す。

※とべもり＋（プラス）

えひめこどもの城、とべ動物園、県総合運動公園、えひめ森林公園の県立4施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称

4 業務の目的

本業務委託の目的は、次の業務を遂行することにより、本イベントを効果的かつ円滑に実施することである。

- ・メインイベント（県総合運動公園で開催）に関する実施計画、会場利用計画、運営計画の策定
- ・関係機関や各施設との調整、必要な手続き及び準備対応
- ・メインイベント当日の運営管理、安全対策、現場対応の実施
- ・連携イベント（4施設による各企画を含む）の広報計画の策定、スケジュール管理および広報活動の実施

5 メインイベントの開催概要

(1) 開催日

令和7年11月22日（土）

- ・利用可能時間：9:00から21:00まで（準備・撤去作業等を含む）
- ・前日準備可能時間：11月21日（金）13:00から21:00まで

(2) 会場

愛媛県総合運動公園（松山市上野町乙46番地）

- ・利用可能施設：体育館、補助体育館、中央広場、キャンプ場
- ・その他無料施設を利用する場合は、事前に施設指定管理者に確認すること

(3) イベントのテーマ・内容

テーマ：「チャレンジ」

内 容：メインターゲット層である愛媛県内在住のファミリー層が楽しめる
総合運動公園の特性を生かした体験型イベント

6 業務内容

業務内容は、次の(1)から(4)のとおりとすること。

(1) メインイベントの企画・調整・準備・運営

とべもり+4施設連携イベントのメインイベントとして県総合運動公園で①～⑧の企画を立案・実施すること。

また、メインイベントの実施にあたっては、全体の進行管理、関係者との調整、必要な設備手配、当日の運営管理、安全対策を含めて対応すること。

【イベント名称の提案】

- ・「とべもり+」を必ず含む名称を使用すること。
- ・本イベントの目的、ターゲット層、伝えたいメッセージを端的に表現し、覚えやすく響きの良いイベント名を提案すること。
- ・複数の名称案を提示することも可能とする。

【イベント内容一覧】

① 出張体験イベント（とべもり+各施設）

えひめこどもの城、とべ動物園、えひめ森林公園の特徴を生かした出張イベントを1施設あたりイベント費用として10万円程度確保し、実施すること。

なお、イベントの企画内容及び費用については候補者選定後に各施設の指定管理者と事前に協議・調整を行ったうえで決定すること。

② 総合運動公園施設を活用した体験イベント

体育館、中央広場、補助体育館、キャンプ場等の活用を前提としたスポーツ体験を企画すること。

【例】モルック、ボッチャ、県内プロスポーツ球団との交流イベント 等
スポーツ以外でもファミリー層が楽しめる体験型イベントの提案も積極的に受け付けるものとする。

③ 特別企画（ファミリー向け）

ターゲット層（県内ファミリー層）に人気のある著名人やキャラクター等を誘致すること。

出演交渉・出演料等は受注者が調整し、企画内容に見合った集客効果を考慮すること。

④ ステージイベントの企画・設営

体育館内にステージを設置し、③の特別企画やその他パフォーマンスを実施すること。

音響・照明等の機材は受注者側が準備・手配し、設営・運営を行うこと。

⑤ 遊具・ミニゲーム等の設営

仮設遊具、ミニゲーム（例：キックターゲット、輪投げなど）のエリアを整備し、幼児から小学生までが楽しめる空間を創出すること。

⑥ 飲食・体験ブースの設置

飲食ブース（例：キッチンカー）及び図画工作・クラフトなどの体験ブースを設置すること。

出店者は受注者が募集・選定し、地元事業者の出店促進を図ること。

企業・自治体のPRブースも設置可能とするが、テーマとの整合性を確認し、出展可否は発注者と協議の上で決定すること。

⑦ 全国植樹祭PRブース及びえひめスイーツプロジェクトPRブースの設営

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局及びえひめスイーツプロジェクト事務局の運営によるPRブースを設営すること。

レイアウトや動線等については、当該事務局と調整を行うこと。

⑧ その他の独自企画提案

上記に限らず、ファミリー層の関心を引く新規性・独自性のある企画があれば、積極的に提案すること。

(2) メインイベントに関する利用者からの問い合わせ対応

メインイベントに関する問い合わせ窓口を設置し、その対応を行うこと。

(3) アンケートの実施・集計

メインイベント参加者を対象にアンケートを行い、結果を集計の上、業務完了報告書提出時に報告すること。

併せて、メインイベントの参加者数について、可能な限り正確に把握し業務完了報告書に記載すること。

(4) 4施設連携イベント全体の広報の実施

メインイベントをはじめ、とべ動物園、えひめこどもの城及びえひめ森林公園で行うイベントを包括的に広報すること。

① WEBページの開設

イベント情報を集約したWEBページを作成すること。

ドメイン取得にあたっては、原則として「pref.ehime.jp」のサブドメインを利用すること。

【WEBページに掲載する事項】

- ・ イベント概要
- ・ お知らせ（更新情報等）
- ・ 施設イベントごとの催し紹介
- ・ 開催結果 等

② ポスター、チラシ、メインイベントリーフレットの作成

	ポスター	チラシ	リーフレット
サイズ	B 2	A 4	A 4 以上
作成部数	100枚以上	20,000部以上	1,500部以上
印刷	4色フルカラー	4色フルカラー両面	4色フルカラー両面

- ・ポスター、チラシの配布先については、愛媛県と協議の上で決定すること。
- ・原則として、受注者が配布作業を行うものとする。ただし、一部配布先については愛媛県が配布を行う。
- ・リーフレットについては、イベント当日に会場で来場者に配布することを主目的とし、必要に応じて予備を含めた部数を確保すること。

③ 各種媒体を用いた情報発信

ア テレビCM（以下「CM」という）を用いた情報発信

- ・構成：15秒CM
- ・放送エリア：愛媛県内
- ・放送枠：放送枠はフリースポット枠でも差し支えない。

ただし、視聴率が見込める時間帯（例：ゴールデン帯など）に放送する場合は、その対象番組の名称、放送時間帯、想定視聴層を提案書に記載すること。

イ その他媒体を用いた情報発信

次のような多様な媒体を活用した情報発信手法について、効果的な手段があれば、積極的に提案すること。

【例】テレビ番組・ラジオ番組によるパブリシティ、新聞・情報誌の掲載、交通広告（バス・電車車内等）、屋外広告、WEB広告配信 等

7 注意事項

(1) メインイベントの企画・運営に係る注意事項

- ・必要な資機材・備品・設備等は、施設保有分を除き受注者が準備すること。
- ・原則、申込不要の自由参加型とするが、内容や安全面の観点から事前申込制も可とする。
- ・当日は会場を内の巡回・点検し、必要に応じて愛媛県及び施設指定管理者と連携し、安全かつ円滑な運営を行うこと。
- ・施設等を破損・滅失した場合は、速やかに愛媛県及び施設指定管理者に報告すること。
- ・受注者又は関係者の行為により発生した第三者の損害は、受注者が責任を負うこと。
- ・必要に応じて損害賠償責任保険（例：イベント賠償責任保険等）に加入することが望ましい。

(2) 施設利用に係る注意事項

別添「施設利用に係る注意事項」を遵守すること。

(3) 雨天・荒天時の対応について

① 雨天時の対応

メインイベント当日が雨天となった場合でも、延期は行わず、可能な範囲で当日に実施するものとする。

雨天を備えた内容や実施方法を、事前に検討しておくこと。

② 荒天時の対応及び中止の判断について

荒天等によりイベントの中止を検討する際は、受注者が気象情報等を適宜確認し、速やかに愛媛県に報告・協議を行うものとする。

最終的な中止判断は愛媛県が行い、中止が決定した場合は、受注者が来場者及び関係者への周知を行うこと。

【中止の判断基準】

- ・ イベント当日、愛媛県中予地方において、気象庁が発表する大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪警報の発表が見込まれる場合。
※気象庁が発表する早期注意情報も参考とすること。
- ・ その他、発災の影響等により愛媛県災害対策本部が設置されているなど、安全かつ円滑なイベントの実施が困難と愛媛県が判断した場合。

(4) 各種申請作業等

業務の実施にあたり、官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、必要な手続きを行うこととし、手数料等の負担が生じる場合は委託料に含めること。（法令等により手続きの代行が不可の場合は、あらかじめその旨を県へ報告すること。）

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受注者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权（既得されている著作物は除く。）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密の保持

- ① 本業務に関し、受注者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 本業務に関し、受注者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の下解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

業務の実施にあたっては、発注者、とべもり+（プラス）各施設との連絡調整を行い、協議を重ねながら実施すること。